

令和 8 年度いじめ防止対策基本方針

滋慶学園高等学校

1 いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校は、いじめ防止対策推進法等の法令に基づき、校長のリーダーシップの下、学校法人大阪滋慶学園等の関連機関と連携しながら、いじめの問題の克服に向けて全力で取り組む。

〈教職員の取組〉

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒部長のほか、養護教諭・各担任およびスクールカウンセラー等の外部専門家も参画し、それぞれの立場から多面的な取り組みを組織し、教員全体で統一的・継続的な指導を行う。

- ・教職員間で常に情報を共有し、いじめを受けた側、いじめた側の両者が正常に学校生活に戻れるように継続して指導を行う。同時に保護者に対して情報の提供・協力の要請を行い、その理解のもとに指導を継続していく。

- ・学校生活アンケートや各種アセスメントをいじめの早期発見に活用すると同時に、教職員間で情報共有を行う。

- ・年 2 回の中学校・高等学校生徒指導連絡会や美作地区高等学校生徒指導連絡協議会で、中学校や関係機関との連携を密にする。

〈生徒主体の取組〉

- ・特別活動等を通して、いじめ防止について主体的に関わる態度を養う。また SNS の利用におけるリテラシーについて各 HR で話し合うなどの機会を設ける。

2 いじめ防止対策委員会

〈役割〉

本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割、相談・通報の窓口、発生したいじめへの対応を行う。

〈開催時期〉

年 3 回開催予定

〈教職員への伝達〉

委員会開催直後の職員会議で周知徹底する。緊急性のある場合は朝礼等で伝達する。

〈構成メンバー〉

- ・校外：スクールカウンセラー

- ・校内：校長・副校長・生徒部長・養護教諭・特別支援コーディネーター・各担任

(必要に応じて関係職員)

3 学校が実施する取組

(1) いじめの防止

〈教職員の指導力の向上〉

広域通信制高校である本校の特質を踏まえた上で、いじめや発達障害、性の多様性等に関して正しく理解できるよう研修を行う。また、組織的な指導ができるよう共通理解を図るとともに、教職員が生徒から信頼される存在となるよう自らの規範意識を絶えず見つめ直す。

〈人間関係づくり〉

授業や特別活動、スクーリングなどを通して、集団の一員としての自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う生徒同士の人間関係をつくる。

〈ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成〉

教科「情報」やHR活動の時間等を活用し、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラルについて指導を行う。

(2) いじめの早期発見

〈実態把握〉

日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、学校生活アンケートや各種アセスメントを実施して、いじめの早期発見を図る。必要に応じて担任が個別面談を行う。会議等で生徒の情報交換を行う。

〈校内外の相談体制の確立〉

教育相談担当教員や学校外の相談窓口について生徒や保護者に周知を継続的に行う。

(3) いじめへの対処

〈いじめの発見や相談を受けたときの対応〉

本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が疑われたりする場合には、必要に応じていじめ防止対策委員会を開催するなど、組織として迅速に対応する。またいじめと疑われる行為を発見した場合は、後回しにすることなく、その場でその行為を止め、経緯を丁寧に聴き取る。生徒や保護者から訴えがあった場合は真摯に傾聴し、対応する。

〈いじめられた生徒への支援〉

該当生徒から事実関係の聴取を行い、心のケアも含めて、該当生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境の確保を図る。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と共有を図る。

〈いじめた生徒への指導〉

該当生徒から事実関係の聴取を行い、事実が確認された場合、学校はいじめを許さないという毅然とした態度を示し、その行為の悪質性を理解させていじめをやめさせるとともに、再発防止のための措置をとる。

〈他の生徒への働きかけ〉

傍観者的な生徒に対して、自分の問題としてとらえさせ、通報する勇気を持つよう指導するとともに、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。